

# ご契約の個別事項について

ご契約内容の詳細については、当社ホームページなどで公開しております「時間帯別 A 契約」をご確認ください。

## 時間帯別 A 契約

### 【概要】

契約名称	時間帯別 A 契約	
契約	所定の契約書を用いてガス需給契約を締結していただきます	
契約単位	需要場所ごと	
(適用条件)	(1) 定時使用量	1日の使用量の20%以下
	(2) 契約年間負荷率	75%以上
	(3) 緊急調整対応	要
精算額	年間負荷率未達精算額	
	定時使用量超過精算額	
	契約中途解約精算額	

(※1) (1) 定時使用量とは、最大需要期(※2)における毎日の午後6時から午後9時までの使用量をいい、1日とは、前日の午後6時から当日の午後6時までをいいます。

(2) 契約年間負荷率とは契約最大需要期月平均使用量に対する契約月平均使用量の割合をいいます。

(※2) 「最大需要期」とは、12月、1月、2月、3月使用期間の4カ月間をいいます。

(例) 12月使用期間とは、12月検針日の翌日から1月検針日までをいいます。

### 【料金表】

基本料金 (1カ月につき) (※3)		基準単位料金 (1mにつき)
定額基本料金 (1カ月につき)	流量基本料金単価 (1mにつき)	
1,650.00円	1,518.00円	155.62円

(※3) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金を合計した額をいいます。(※4)

(※4) 流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額をいいます。

### 【ガス需給契約に定める事項】

契約期間	原則として1年間とし、契約期間満了時にお申し出がない場合は同一条件で1年間延長いたします。	
各種契約量	① 契約使用可能量	この選択約款の適用を受けるガスを使用する機器の全定格入力(kW)を標準熱量(MJ)で除し3.6を乗じた値(小数点以下切り捨て)。ただし、1m未満の場合は1mとします。
	② 契約年間使用量	契約月別使用量の合計
	③ 契約最大需要期使用量	最大需要期の契約月別使用量の合計量
	④ 契約月別使用量	契約開始使用月から終了使用月までの月別使用予定量

### 【適用条件について】

- 適用条件を満たしていない場合は、ご契約いただくことは出来ません。
- 適用条件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を当社へ連絡していただきます。
- 適用条件を満たさなくなった場合は、当社は当該ガス需給契約を解約し、一般ガス供給約款を適用することがあります。

### 【緊急調整対応について】

- 不測の需給逼迫等の緊急時において、緊急調整(供給の制限又は中止)に応じていただきます。
- 緊急調整に応じていただいた場合は、所定の算式に基づいて基本料金を割引いたします。

### 【定時使用量の算定について】

- 定時使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。
- 負荷計測器は当社から支給いたします。取付関係工事費はお客さまにご負担いただきます。

### 【精算額について】

- 使用実績がガス需給契約に定めた各種契約量を逸脱した場合や、契約期間満了前に中途解約された場合は、原則として約款の定めにより算定する金額を限度とする精算額を申し受けます。
- 精算額に係る債権は、当社から西部ガス株式会社に譲渡いたします。